

令和2年4月30日

市立各小・中学校保護者の皆様

厚木市教育委員会教育長

国における緊急事態宣言に伴う臨時休業等に係る今後の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応として、4月7日から5月6日までの期間における緊急事態宣言が出されたことを受け、現在、市立小・中学校においても臨時休業としているところです。その期間の様々な御理解と御協力に関しまして、心より感謝申し上げます。

各種報道にもございますとおり、国は、4月末までの期間における感染の拡大状況についての専門家による分析を受けて、緊急事態宣言の期間や範囲等の見直しをすることであり、緊急事態宣言の延長・解除の決定が5月2日以降の連休中に行われることも想定されます。

そのため、本市立小・中学校においては、次のとおり、延長・解除双方の場合を想定した対応をとることといたしますので、御家庭におきましても双方の準備を進めていただきますようお願いいたします。

### 【緊急事態宣言が延長された場合】

- 1 緊急事態宣言が発令されている期間までは臨時休業期間を延長します。  
また、学校の再開については、改めて通知します。
- 2 臨時休業期間中は、全校や学年単位での登校日は設けません。
  - ・ただし、感染防止のための配慮を十分に行ったうえで、各学校が学習支援のために、児童・生徒の発達段階に応じて個別登校の機会を設けることなどの対応は認めます。  
(詳細は学校からの連絡で確認してください。)
  - なお、お子様を外出させることに対する不安がある場合などは、学校と直接相談してください。
- 3 「自学自習室」も臨時休業期間の平日の開設を継続します。
  - ・ただし、お子様を学校で預かるということは、来室している子どもの間や支援にあたる教職員等との間の接触による感染リスクを伴うものであり、人数が増えることによりそのリスクが高まることを御理解の上、参加の判断をお願いします。  
対象としては、「特段の事情により自宅等で過ごすことができない児童・生徒」としていません。  
具体的には、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な職種のため、緊急事態宣言下においても仕事を休むことができず、お子様が自宅等で一人で過ごすことが困難な状況の御家庭を想定しています。  
また、子どもの例としては、主に小学校1～3年生の児童(年齢については応相談)や特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象として想定しています。
- 4 期間中の児童クラブは、15:00から開所します。

- 5 緊急事態宣言の趣旨を理解し、出来る限り外出を控えるとともに、家庭においても感染防止の取組を徹底してください。(手洗い・咳エチケット等)

### 【緊急事態宣言が延長されなかった場合】

- 1 学校生活の円滑な再開に向け、一定の準備期間を経て登校を段階的に再開します。  
そのため、本市では、次のような対応を各校共通で行います。  
詳細については、各学校からの連絡を必ず御確認ください。
  - ・ 5月7日(木)、8日(金)は、臨時休業を継続します。  
(5月7日(木)、8日(金)の自学自習室はこれまで通り実施します)
  - ・ 5月11日(月)から5月15日(金)は学校の状況に応じて分散登校日等を設定します。
  - ・ 5月18日(月)以降は、感染拡大の状況を見て再度判断します。  
(集団での食事の機会における感染防止のため、5月中は学校では昼食をとらないこととします。なお、給食の提供は6月からを予定していますが、今後変更の場合もあります。)
  - ・ 児童クラブは 15:00 から開始します。
  - ・ 1年生は初めての学校生活です。登校時の付き添いや下校時のお迎えなど、保護者の方でもできる限りご協力ください。
  
- 2 感染防止のために各御家庭にお願いしたいことについて
  - ・ 登校前の検温・健康観察をお願いします。(健康観察カードを持参させてください)
  - ・ 手洗いの実施、マスクの着用を徹底してください。
  - ・ 免疫力を高める取組(栄養・睡眠・規則的な生活)を心がけてください。
  - ・ 体調がすぐれない、いつもより熱が少し高い、咳が続いているなどの場合には、登校を見合わせてください。(37.5度以上あるときには必ず欠席してください)
  - ・ 御家族に感染の疑いがある又は感染者と濃厚接触をした方がいるなど、心配な場合は、お子様を登校させず、学校、または教育委員会学務課に相談してください。
  
- 3 中学校部活動及び放課後の運動場・学校図書館の開放について
  - ・ 部活動は当面再開しません。
  - ・ 放課後の運動場及び学校図書館の開放も当面行いません。
  
- 4 感染リスク回避のための欠席の取扱いについて
  - ・ 感染リスクの回避のために登校させたくない場合には、学校に相談してください。  
(出席簿上の記録として「欠席」とはいたしません。)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しては、未だ予断を許さない状況ですので、今後の感染拡大状況等によっては、対応を再度変更することも十分あり得ます。

また、各学校においては、感染拡大防止に十分配慮した対応を進めてまいりますが、各御家庭におきましても、感染防止の対策を継続していただき、くれぐれも、無理な判断での登校はなさぬようお願いいたします。

担当	教育委員会の対応全般に関する事	教育総務課	225-2600
	体調、保健面での心配に関する事	学務課	225-2651
	学習指導等に関する事	教育指導課	225-2660